

1. 本市における、いわゆる“デートDV”や性暴力被害の未然防止のための取り組みについて

(1) 本市での「いのちの教育」の際、保護者にも授業を公開することについて

(2) 保護者・教職員を対象とした研修等を実施することについて

(3) 保護者・地域を対象とした連絡文書・資料等を作成・配布することについて。

**【答弁】**

1. 本市における、いわゆる“デートDV”や性暴力被害の未然防止のための取り組みについての(1)から(3)につきまして関連いたしますので一括してお答えいたします。

“デートDV”や性暴力は重大な人権侵害であり、決して許されない行為でありますことから、学校においても、その未然防止のための取り組みを行っております。

生徒の発達段階や学校の実態に応じて、本市立中学校では、以前より保健センターの出前授業である「いのちの教育」を活用した授業を行ってまいりました。生徒たちが、相手に対する理解を深め、対等でより良い関係を築くことについて深く考えることができるよう、心と体を相互に関連付けた指導を行っているところでございます。

今後は、生徒に正しい知識を理解させるために、その指導にあたる教職員に研修等で学ぶ機会を確保することが重要であると考えております。また、保護者や地域の方に向けて啓発をしていくことも重要であると考えておりますことから、授業公開や連絡文書、資料の配付等の方法について、今後、研究してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。